新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客様への給付金等のお支払いについて

新型コロナウイルス感染症は、入院給付金のお支払い対象となる疾病に該当し、医師の指示で医療機関 に入院した場合は、入院給付金のお支払い対象となります。

また、医療機関の事情により、医師・保健所等の公的機関の指示により臨時施設(ホテル等の滞在型施設) あるいは自宅等にて治療を受けられる場合も、その治療期間に関する証明書等をご提出いただくことで、 入院給付金のお支払い対象となります。

## (お問い合わせ)

## お客様サービスセンター(コールセンター)

**50** 0120-08-7716



## 受付時間

月~金	9:00~17:00	7:00
土	9:00~12:00、13:00~17:00	2:00、13:00~17:00

- ※ 祝日、年末年始を除く
- ※ お問い合わせ内容の確認のため通話録音させていた だいておりますので、あらかじめご了承ください